

(沿革 子政第 300 号令和元年 7 月 26 日子ども生活福祉部長決定

子政第 629 号令和 3 年 2 月 15 日改正

子政第 48 号令和 4 年 4 月 1 日改正)

## 沖縄県子育て総合支援事業（中学生進学チャレンジ支援事業）実施要綱

(目的)

**第 1 条** 沖縄県の子育て世帯の世帯所得は全国に比べて低い状況であるため、生活が困窮している子育て世帯の子どものうち、進学への強い意欲及び目的意識をもち、成績や就学状況が良好な者を対象に学習支援を行い、進学校や難関校へのチャレンジを支援することで、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に子育て総合支援事業（中学生進学チャレンジ支援事業）（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

(事業の実施等)

**第 2 条** 本事業は、沖縄県が委託する進学塾や予備校等（以下「進学塾等」という。）で実施する。

- 2 本事業の受託を希望する事業者は、別に定めるところにより、企画提案書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく企画提案書が提出された場合は、その内容を審査するため、別に定めるところにより選定審査会を開催し、同審査会の審査結果を踏まえ、本事業の受託者を決定するものとする。

(事業内容)

**第 3 条** 進学塾等は、次条で定める者へ次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 支援対象となる子どもへの学習支援
- (2) 支援対象となる子どもへの進学情報提供
- (3) 支援対象となる子どもを監護する親または養育者（以下「親等」という。）への進学情報提供
- (4) その他本事業の実施に関し必要な事項で、進学塾等において行う指導等

(支援対象者)

**第 4 条** 本事業で支援の対象となる者（以下「支援対象者」という）は、次の(1)から(4)に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本事業の実施町村において住所を有すること。
- (2) 中学校 3 年生であって、本事業の実施町村の教育委員会（教育委員会に準ずる組織を含む。以下同じ。）が認定する準要保護児童（当該町村の教育委員会が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定により就学等の援助を認定した世帯をいう。以下同じ。）であること、又は親等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること。
- (3) 本事業の趣旨を理解し、進学に向けた具体的な目標及び意欲等をもち、親等と子ども双方が本事業による支援を受けること。
- (4) 成績や就学状況が良好である者。

2 前項各号に掲げるもののほか、知事が本事業の支援対象として認める者。

(申請手続)

**第5条** 本事業により学習支援等を希望する者の親等は、申請書(様式第1号)及び前条の要件に該当することを証明する書類(以下「申請書一式」という。)を進学塾等に提出するものとする。

(支援の決定等)

**第6条** 進学塾等は、前条の定めに基づき申請書一式が提出された場合は、第4条の要件に該当するか確認の上、応募者名簿を作成し、応募者名簿及び申請書一式を知事へ提出する。

2 進学塾等は、応募者名簿に記載された者(以下「応募者」という。)を対象とした学力等の確認(学力等の確認のために行う試験及び面談等をいう。以下同じ。)を行う。

3 進学塾等は、前項の規定に基づき実施する学力等の確認の実施日を定めて、その日程を速やかに知事及び応募者に通知するものとする。

4 進学塾等は、第2項の規定に基づき実施する学力等の確認結果を、速やかに知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の報告に基づき、支援対象者を決定するものとする。

6 知事は、前各項の規定に基づき支援対象者を決定又は不承認とした場合は、応募者へ支援決定(不承認)通知書(様式第2号)を送付するものとする。

7 決定に必要な基準は別表1に定めるものとする。

(支援期間)

**第7条** 本事業による学習支援等の支援期間は、当該支援を開始した年度の3月15日までとする。

(申請事項の変更)

**第8条** 支援の決定を受けた親等及び生徒は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに申請内容変更届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(支援の終了)

**第9条** 支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

- (1) 支援期間が終了したとき。
- (2) 支援対象者から支援終了の申し出があったとき。
- (3) 本事業の実施町村に住所を有しなくなったとき。
- (4) 本事業の応募書類及び添付資料に虚偽の内容の記載があるとき。
- (5) 支援対象者が長期にわたる傷病疾病等により支援を受けることが困難と認められるとき。
- (6) 第4条第4項に規定する具体的な目標を達成する努力を著しく怠っていると認めら

れるとき。

- (7) 学校感染症（インフルエンザ、麻疹、風疹等）による学校出席停止期間を除いて、1月に必要な出席数の半数に満たない（出席率50%未満の）状況、又は、支援対象者と連絡等がつかない状況が2ヶ月続いたとき。
- (8) 進学塾等において、他の生徒の学習を妨げ、又は妨げとなる恐れのある行為を継続して行ったとき。
- (9) その他本事業の支援を取り消すべき事由が発生したとき。

- 2 知事は、前項第2号から第9号の規定に基づき支援を終了した場合は、支援対象者の親等に支援終了通知書（様式第4号）を送付するものとする。

（費用負担）

- 第10条** 本事業において支援対象者に対する学習支援等に要する費用は、進学塾等が委託費において負担するものとする。

（報告）

- 第11条** 進学塾等は、毎月、支援月報（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（経理区分及び関係書類の保管）

- 第12条** 進学塾等は、本事業に関する経理については、進学塾等の通常事業に係る経理とは別に区分し、管理するものとする。
- 2 進学塾等は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（雑則）

- 第13条** この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。
- 2 知事は、この要綱作成後3年を経過した場合において、この事業の実施状況を勘案し、この要綱の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第6条第7項関係） 選考基準

項目	対象	配点		確認内容	確認方法
1 進学意欲	子 親	40	30	志望校への進学に向けた強い意欲及び目的意識をもっているか。	面談等
			10	子の志望校への進学に対して強い意欲をもっているか。	面談等
2 子の学力等	子	60	50	進学塾等で行う学力等の確認で優秀な者	学力テスト等
			10	就学状況、学校での諸活動及び生活態度は良好か。	面談、学力テスト等

※本表による点数の高い者から優先的に支援対象者とする。

※各項目の採点基準は、別に定める。